

### 第三節 伊能忠敬と但東町

一八世紀以来ロシヤの艦船がしばしば北辺を脅したので、海防の必要性が重視せられ、寛政一〇年（一七九八）近藤重蔵がエトロフ島を巡検した。

伊能忠敬（一七四五—一八一八）は寛政二二年（一八〇〇）幕府に願ひ出て蝦夷地（北海道方面）の測量に従事した。同年より文化一三年（一八一六）までの間に全国の測量を終え、大日本沿海輿地全図の作成にあたった。忠敬が全国の実測に従事し、一八年間記された測量日記は夥しい数に上るが、大半は失われて終っている。しかしその中で但馬に関係したもののうち、「公私雑録」（豊岡市鳥井家蔵）及び「天文方巡国記録」五冊（出石町口小野西村家蔵）が現存するが、更に町内坂野岡田徳太郎家に「測量御役人様御通行」「御用諸事日記」一冊が残されている。

同日記によると、

一、国々測量為御用節但州廻村之處、當月下旬播州姫路へ相越夫々正月上項同所出立、仁豊野、酒見、妙楽寺、坂平、牧新田、丹州、和田、柏原、氷上、片町、佐治、遠坂、矢名瀬、和田山、養父、米地、通り、出石、夫々、尾崎、三ツ木 通り、豊岡、湯嶋迄相測候間御證文通り、人馬継立、且右通行通村 之を別紙按文之通書出之し、村送りニ案内可有之候

尤重立寺社等江者相越候間其最寄寺通途可致候以上。

一、惣人数上下拾八人之内手分ニ而相越シ末、人数不足候止宿等之儀差支無之様泊所ニ而夜分量測有之□南北見暗之場所格坪計用□可有之候 泊日限等ハ雨天其外御用調ニ而逗留も有之間途中寄追々可相違候

一、賄方之儀休泊共御定之本錢米代相拂候間所有合之品ニ而一汁一菜之外可為無用候

一、御證文字写相添差遣候早々順達留り湯嶋ニ留置我等共着次第可被相返候 以上。

門 谷 清次郎

酉十二月十八日

今 泉 又兵衛

永井 甚左衛門

伊 能 勘解由

と記録されている。

これは姫路からの予報であつて、署名の勘解由は忠敬が隠居（天明六一一七八六）後の名である。文化一年（一八一四）の正月を姫路で迎えた一行は、日記にある地名の順とは異なり、柏原―豊岡―湯島―出石山ノ中の道を測量した。

正月二〇日測量隊の一行は久畑村太兵衛宅を本陣として忠敬以下六名が宿し、出石から五名の料理人が奉仕している。同二四日は小谷村の次右エ門宅を本陣として宿泊している。その間近辺の測量にあつたのであろう。測量隊の一行を迎えるために播州に使を送り聞合せた文書によると、馬つぐら、長持、測量道具を収めた朋荷を運搬する人足三〇人。

測量隊附人足耆手に一五〇人、別の耆手に五〇人、人足の合計は二三〇人に上っている。こうした受入準備のため、山ノ中の大庄屋、庄屋二〇余名が、道案内、本陣附、荷物の受渡し、道筋の世話係、天文方荷物人足率領、代官附本陣書役、等の役割に名を連ねている。

正月大寒の季節、測量隊の労苦もさることながら、一行を迎え入れる庄屋達、測量隊の手足となつて黙々と働く人足の労苦もまた量り知れないものがあつたであろう。こうした労苦のもとに旧陸軍測量部によつて作成された地図の基礎となつた精密な伊能図が完成されたのである。日記には本陣、宿陣の二四日夜の献立、二五日朝、昼、晩、二六日の献立が書き記されていて興味深い。 ※現在の建設省国土地理院の前身。坂野部落では測量の参考として、次の様に差し出している。

高九拾壹石壹斗壹升六合 坂野村

一、家数四拾三軒 内

式拾三軒 坂野村

四軒 中山村領分

拾六軒 同村御私所

右者生野恩田新八郎御支配所入会場

中山村境寺丹後境迄、道法式拾七丁五間

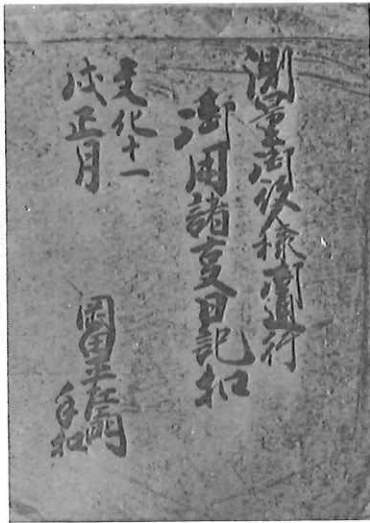
当村御制札幌寺中山村家居迄

道法式拾七丁半拾間



第三節 伊能忠敬と但東町

伊能忠敬の測量を記録した手控



(坂野庄屋岡田平左衛門文書)

と記されて、当時の実況を想像させるものがある。

- 一、同観音堂
  - 一、同阿弥陀堂
- 方角未申二当  
方角亥子二当

手控の1部



(文化11年 (1814) 岡田文書)

測量御役人様御通行

御用詣事日記控

文化十一年戌正月  
岡田平左衛門 手控

案内庄屋

出合村 善右エ門  
大河内村 平 六  
中山村 六 平

入用方元御本陣附

口赤花村 八兵衛  
桐野村 六郎兵衛  
坂野村 平左エ門

中藤森村 弥 吉  
小坂村 貞 藏

右同宿二而御荷物請取渡し

薬王寺村 伊左エ門  
寺坂村 藤三郎

道筋諸事世話方 札取共

畑 村 善右エ門  
相田村 孫右エ門  
虫生村 平兵衛  
奥山村 小十郎

天文方御荷物引請

下 村 次三右エ門  
天 谷 平兵衛

人足宰領

鍛冶屋村 孫右工門

市場村 武兵衛

西谷村 吉郎兵衛

御代官

横山弥惣左工門様附

上野村 太右工門

久畑脇本陣世話方

水石村 嘉左工門

同断奥赤花村 六郎右工門

御本陣書役

奥赤花村 儀右工門

出役小谷村 頼 八

御本陣待受

河本村 徳左工門

正月廿四日小谷村御泊り

一、御本陣 次右工門宅

上老 人 伊能勘解由様

次次 人 加藤嘉平次様

家来 三人 宮野 善藏様

一、脇本陣 勘右衛門宅

門谷清次郎様上下三人家来式人

一、同断 嘉 助

尾形鎌次郎様上六人

久保木様 大山勘七郎

笠原様 御家来代人

御代官

一、横山惣左工門様 猶右工門 四人

一、御荷物引請取人 磯右工門

一、小役□ 四人 義 兵 衛

一、出役庄屋 共 次郎八 宅

大庄屋

一、附廻り人足	磯五郎	友七
一、庄屋寄合宿	太庄エ門	廿七人
御郡中附廻道具	元七	
一、まく	壺	対
并くし	九本	
一、高張	四ツ	竿六本
式張		
一、風呂桶	式ツ	
一、ゆかた	四ツ	
一、手桶	式ツ	
一、手盥	七ツ	
外二	壺ツ	
たんこ	式ツ	
一、はんぞう	三ツ	十式本
一、からかさ	十八本	

一、下駄	十八足
内七足	か己尾
拾壺足	もめん尾
八足	
一、長のし	七ツ
一、竹馬	壺ツ
一、津り臺	壺ツ



## 第四節 近世後期の藩政と経済

### 一、検地帳と村差出帳

封建社会では、農業生産による租納が幕府はじめ各藩経済の基本であつた。土地の実態を把握するため行われた調査を検地といい、天正から文禄（一五七三―九五）年間にわたり行われた豊臣秀吉（五六一―六）の太閤検地は、徳川幕府による新検によって改められた。

検地帳はその土地の実態を示す台帳であり、田畑、屋敷について一筆ごとに所在地、面積、土地の等級、石高、耕作者の名前を記し、最後に集計を記している。

検地は幕府が検地役人を任命して行い、検地帳は幕府および各領主へ届けられ、その写しは村方へも渡される。

名寄帳は検地帳をもとに村役人が農民一人一人の所有高をあらわしたもので、年貢や村方の入用金などの賦課のために作った帳簿である。

村差出帳は、いわば現在の町勢要覧である。幕府の巡検使や代官、領主などが廻村したり、或いは領主が交替する場合など命令によって村方から差出した。

村差出帳、村差出明細帳、村方明細書上帳、簡単に差出帳、明細帳などともよばれている。以下現在残さ

れているものをみよう。順序として本町最古のもの、赤花検地帳がある。これは近世初期に属するものであり、本節「近世後期」中に扱うのは適切ではないが、敢て本節に登載した。写本ではあるが貴重なものであり、代々赤花区長に引継がれ、現在は町資料館に寄贈されている。なお、同じ写しが主楼谷の能勢家に蔵されている。

天正8年赤花の御水帳写本と寛文13年赤花の御地改帳



(赤花・能勢雄一郎家蔵)

1、天正八年(天〇) 赤花作り之御水帳

天正八年  
赤花作り之御水帳  
辰ノ八月拾壹日

同	拾八歩	上	多中	六舛五合
同	三畝	中	山弥	三斗六舛
同	壹畝拾貳歩	下々	多中	ひへ八 舛
	山称			

同	壹反	中	同人	壹石貳斗
同	壹反	下々	同人	五斗
同	貳畝	下々	同人	壹斗六舛
同	壹畝	下	山弥	壹斗壹舛
同	壹反壹畝	下々	同人	六斗五舛
同	六畝	下々	弥八郎	貳斗
同	貳畝	下々	田中	八舛
同	貳畝拾八歩	下	衛門	貳斗七舛五合
同	六畝	下	山弥	六斗六舛



以上五拾九石壹斗貳舛七合

四口惣合百八拾六石六斗八舛四合

惣高合三百九拾貳石壹斗九舛八合

天正八年

辰ノ八月拾貳日

すミ付三拾五未以有

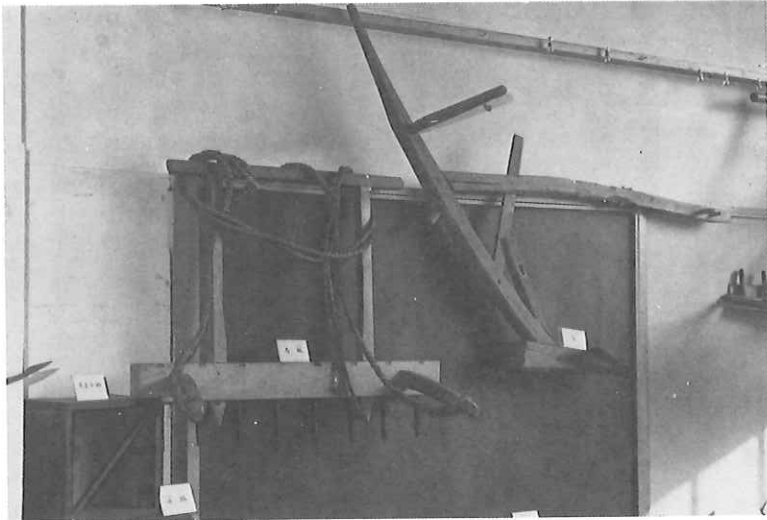


町民俗資料館の一部

背板せきばん

まぐわ

鋤



2 宝永三年(1706)後村差出帳

宝永三年

但馬国出石郡後村差出帳 扣

戌八月十二日

後村

硍石三斗盛

上田四町貳反八畝貳拾硍歩

分米五拾五石七斗三升硍合

中田貳町硍反貳畝三歩

分米貳拾五石四斗五升貳合

下田硍町九反九畝拾五歩

分米貳拾硍石九斗四升五合

田反合八町四反九歩

分米合百三石硍斗貳升八合

内

拾四石硍斗硍升 先川成溝下荒共

貳斗八升五合 元禄十四巳ノ川欠山入

貳石 先損引

是者小出様御代二者銀米拾五石宛被遣る

来り伊賀守様御支配之節九石二御掛し被遊

其後段々二被召上唯今毛損二而被遣夫故禿

果申上候先小出様御代々御救被遣候段其筋

但馬国出石郡後村

江戸へ陸道百四拾六里  
舟道八不奉存候

出石大橋川岸陸道四里

一、高百拾九石硍斗八升貳合

此反別

拾町五反九畝拾八歩内

八町四反九歩 田高  
硍町六反九畝九歩 畑高

此訳

御座候処迷惑仕候事

残テ八拾六石七斗三升三合

有反高

壺石式斗盛

上畑壺反四畝式拾四歩

分米壺石七斗七升六合

壺石盛

上畑式反式畝拾八歩

分米式石壺斗六升

八斗盛

中畑式反七畝拾八歩

分米式石式斗八合

六斗盛

下畑三反四畝式拾壺歩

分米式石八升式合

下々畑壺反五畝歩

分米六斗

畑反合壺町壺反三畝式拾壺歩

分米合八石式斗式升六合

内

壺石五斗六升四合 先川成荒茶下  
御用捨共

壺斗式升 元禄十四巳年山入

残テ七石壺斗四升式合

外二

四斗五升九合

屋敷高寺畑

麻畑反合四反式拾七歩

分米合五石三斗壺升七合

内

壺石式斗三升七合

盛御用捨

残テ四石八升

有反高

屋敷反合壺反四畝式拾壺歩

分米合壺石九斗壺升壺合

内

四斗五升五合

庄屋屋敷御赦免

四斗五升九合

純人屋敷 畑成

残テ九斗九升七合

一、新田無御座候

一、土地ハ黒野土ニ而御座候

一、當村早損無御座候但谷田多ク御座候故稻毛水

実出来仕候

一、掛り物と申而大豆相掛り申義無御座候畑方ハ

皆以谷谷納ニ御座候故御物成之返上納仕来り

申候。

一、荏ハ作り不申故左様之御掛り物無御座候

一、掛り物之内高入候もの無御座候

一、魚鳥運上無御座候

一、萱□□無御座候

一、御林無御座候

一、御竹藪無御座候

一、芝野無御座候

一、御水帳耆冊小出修理亮様御檢地

祝□ 三太夫殿  
高橋喜左衛門殿  
矢野吉郎兵衛殿

三拾六年以前寛文拾壹年

下村市之蒸殿

亥ノ九月御改

一、桑之木御座候別桑代として素綿耆 五百五匁

式歩上納仕候

一、茶木御運上として米九斗九升七合宛上納仕候

一、楮漆無御座候楮ハ少つ、畑之はしニ御座候得

共當村ニは御運上無御座候

一、紙漉無御座候

一、かいこ仕候右御運上綿ハ惣而得不仕候故皆以

糸ニ挽賣替ニ仕候

一、薪取場當村之内ニ御座候ほう谷細谷と申山も

取来り申候□木山と申ハ久畑村と入相ニ仕来

り申候

一、炭焼無御座候

一、塩焼無御座候

一、溜池無御座候

一、百姓共も林御運上と申而別而差上ケ申儀者先

規も無御座候

一、惣分山手御運上米三斗九升村中も差上ケ申候



一、菟畑御運上として

小豆壹斗九舛壹合

粟 三斗壹舛九合

蕎麦三斗壹舛九合

稗 三斗貳舛

右之通先規ち差上來り申候

一、百姓林五ヶ所

内

壹ヶ所いなほ山

壹ヶ所ほふ谷

壹ヶ所奥ノ山

壹ヶ所畑谷

壹ヶ所にい谷

但し有木ハ栗、ほうそ、志で、ふな、くぬき

松木ヶ様之雜木斗ニ而御座候勿論御運上先規

ち相立申儀無御座候

一、夫米御物成高百石二七石五斗つ、差上ヶ申候

但し米大豆共七分五厘を米ニ而相立申候

一、口米御物成高百石二三石宛差上ヶ申候

但是ハ米方ハ米ニ而三分大豆方ハ大豆ニ而三

合相懸り申候事

一、夫錢無御座候

一、六尺給出し申儀者無御座候

一、野錢無御座候

一、御運上類右ニ事付申外銀九匁七分貳り糠藁代

と申而差上ヶ申候

一、関普請村中立合自普請ニ仕候

但井関料米當村へハ不被遣候

一、水門無御座候

一、川除村中立合自普請ニ仕來り申候

勿論此組合七ヶ村ハ御用相勤申候ニ付外郷へ

御国役ニ罷出候儀御赦免ニ而御座候

一、溜池無御座候

一、用水堰 三ヶ所

但し百姓自普請ニ仕候井関も不被遣候に付ケ  
様之普請方ニ迷惑仕候事

一、水樋無御座修

一、橋老ケ所 長四間  
横四尺 但し百姓自普請ニ仕候

是ハ往還筋道橋普請之節ハ御公儀様ぢ

被成下可候事

一、川運上何ニ而も無御座候

一、海運上無御座候

一、渡舟無御座候

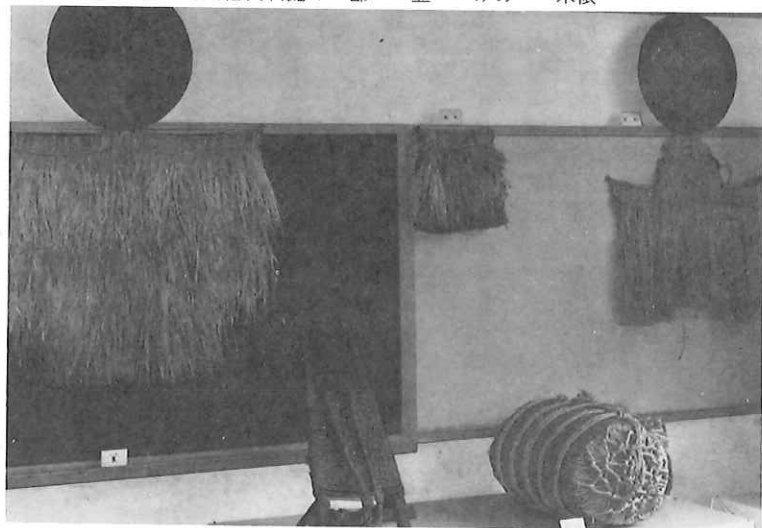
一、獵舟無御座候

一、百姓惣数拾六軒内

七軒ハ 百 姓  
四軒ハ 役 人  
五軒ハ 奥地百姓

(以下後畧)

俵 米 の み 笠 一 部 館 資 料 俗 民 町



二、わら谷事件とその裁許状

裁許状とは山林、田畑の地境、或いは水利に関する訴訟について、奉行所や評定所が裁定した文書である。西野々村と木村との、わら谷領有についての訴訟に評定所が下した裁定はその一例である。

訴訟は木村（天領）の百姓が、西野々村（倉見領）との地境にあるわら谷の道を切崩したことに端を發し、訴訟は寛延三年（一七五〇）江戸評定所で裁決が下されるまで、約一年六カ月に及んでいる。

訴訟について西野々村は文禄四年（一五五五）太閤検地の水帳をもとに訴へ、木村は寛文一二年（一六七〇）の検地差出帳で応訴している。

評定所は大岡越前守掛で開かれ、西野々村の提訴を認めて裁許状を下している。

(1) 西野々村の訴状

【資料】

乍恐奉願上口上之御事

小出織部様御領分出石郡太田谷西野々村

百姓共ニ御座候

一、西野々村王ら谷口者木村堺ニ而御座候然ル所

木村勘次郎と申仁年々堺目切込申候而堺根ニ

罷成候故前々之通ニ堺仕度と當夏木村役人中

へ以文申遣候へ共無其儀立合不可申分ニ付此

方ニ而覚之通百姓共打寄前々之堺道仕候得者

右勘次郎親吉譲り請候場所之由之申分御事

一、木村吉以文西野々村へ可申越候者御水帳面を

以罷出候ハハ立会可申と役人中之申越候故御

水帳面を以御立合申儀者下ニ而心俣ニ茂難罷

出候間帳面なしニ可申談と及返答候其後ニ申

越候者王ら谷者不残木村分ニ而有之故當作之  
 稻菟取可申と之申越理不尽成申懸ケ之致候ニ  
 付早速此方組頭畑山村大庄屋迄及訴候へハ市  
 場村庄屋三郎太夫中山村庄屋徳右衛門ら聞付  
 木村役人中へ内証挨拶之申候由相聞申候然レ  
 共木村役人中一切聞入茂無之故右兩人茂其通  
 ニ當夏も打捨之置候然ル処九月廿四日理不尽  
 ニ王ら谷稻木村へ菟取申分御事

一、文祿四年之西野々村御水帳王ら谷下田七畝宝  
 永年中御改出シ之新発三畝数年御年貢御上納  
 諸役を西野々村勤来り當年迄王ら谷ニ出ゐて  
 は本草一本木村も菟取之儀者無御座候処此度  
 理不尽成致シ方いかゝ之相心得候哉尤王ら谷  
 口堺目ニハ勘次郎之中懸候一儀者御座候へ共  
 王ら谷之御田地へ卒尔成儀其分ニ難□段申遣  
 候へハ木村役人中惣百姓中相談之上之申合稻  
 菟取之申候との返答ニ御座候當作御上納之節

只今之儀ニ御座候故不得止乍恐急ニ奉願上候  
 木村惣百姓中□為召出御吟味之仰付之為下る  
 様奉願上候以上

寛延元年

辰十月朔日

西野々村惣代

善太夫

同村年寄 長左衛門

同村同断 善右衛門

同村庄屋 七郎兵衛

畑山村大庄屋

五郎左衛門

生野

御奉行様

(西野々文書)

(2) 西野々村訴状

【資料二】

乍恐以書付御訴訟申上候

小出織部知行所

但馬国出石郡西野々村

名主

七良兵衛

訴訟人

年寄

源左衛門

惣百姓代

甚九郎

村境道潰理不尽ニ稻苧取并地所ニ付出入

小野佐太夫様御代官所

同国同郡木村

名主

高治郎

年寄

源右衛門

百姓

勘次郎

仁右衛門

次右衛門

忠次郎

百姓

久兵衛

小三郎

武兵衛

善次郎

半右衛門

源六

伊左衛門

八良兵衛

善助

庄三郎

安右衛門

弥右衛門

六兵衛

市助

久四郎

六郎左衛門

与右衛門

百姓

五郎助

重右衛門

一、訴訟人西野々村名主年寄百姓共奉申上候當村

二王羅谷と申場所御座候処往古右王羅谷口  
之道続寺丹後迄通候道西野々村と木村両村境

二御座候然處ニ木村之百姓勘次郎与申者去辰  
之三中私共村内王羅谷口之境道を強勢二切

崩候ニ付早速木村之名主高治郎方江相届候者  
其村百姓勘次郎儀兩村之境道ヲ切崩候間双方

立会境道仕立可申由申遣候處ニ右高治郎方  
我侬成挨拶仕捨置及延引候ニ付兩村境大切之

儀ニ候間無是非拙者共方ニ而右有形を用繕置  
申候御事

一、西野々村王羅谷之儀者谷合之場所ニ而畑と申  
ハ一切無御座下田斗り七畝有之右下田江私共

稲仕付置候處ニ木村寺當村江申越候者王らう

谷ハ木村分ニ候間當作寺地所此方江引取候間

さうやく等無用之由相断候木村之王らう谷と

申ハ何連之場所を申候哉拙者共其地所不奉存

何共難心得候ニ付右之段當地頭役所江申上候

ハ御役人中被仰聞候者万一木村寺強勢成義

致掛候共不差構慎居候様ニ被仰渡奉畏罷有候

然處ニ九月廿四日ニ木村寺百姓共大勢徒黨致

右王羅谷江理不尽ニ入込稻茹取申候ニ付右之

趣早速御地頭役所江訴出候得者拙者共願書并

御添状を以木村御代官小野左太夫様御役所江

被差越候左候内御料所五ヶ村之名主共并生野

町百姓宿市兵衛と申もの取扱ニ差加り候而双

方之御水帳被相改候處ニ當村取持之水帳之儀

者文祿四年ニ而年数百五拾年余ニ罷成り則帳

面ニ王羅谷と字名付有之下田四畝式畝壹畝歩

と三口ニ相記有之候木村之御水帳之儀者寛文

十一年ニ而年数七拾年余ニ相成り王らう谷と

字名付下田六歩山畑六畝歩と二口に相記有之候右之通木村之儀者字名も透且又田と畑之地面も相透仕殊ニ畝歩等迄悉く是又相透仕候然流ニ右取扱之儀も扱人相離し申候其後御吟味相待候處ニ佐太夫様も拙者共江有無之御尋茂無御座木村寺之返答書江御返状御添被成私共地頭方江被仰越候者木村之返答書尤ニ被存候間此上西野々村寺何方江願出候共可致様ニ被仰遣候右之趣地頭方ニ而拙者者江被仰聞候ニ付無是非奉願上候御事。

右申上候通王羅谷口之道寺丹後迄通行道則兩村境ニ有之候処ニ木村寺強勢ニ王羅谷口之境道を切崩刺名主百姓共徒黨致シ境道を打越御田地可奪取最初寺工仕候段乍恐重々不埒之致方仕候凡百五拾年余以來當村御水帳ニ王羅谷下田七畝歩と相記有之候且又木村之水帳二者和らう谷と有之殊ニ畑と相記有之王羅谷江引合候記曾而無御座候処ニ木村之

者共我意を以王羅谷之田地王らう谷と申くる己し無躰ニ謀斗申掛候當村王羅谷之儀者御地頭御代々御高内ニ無紛依之年々御年貢諸役西野々村ニ而相勤来申候處ニ右地所木村江被致押領候而ハ百姓永々難儀仕候ニ付不及是非ニ御訴訟申上候御慈悲を以木村名主年寄並百姓共被為召出御水帳御吟味被為成下理不尽ニ稻刈取候儀幾重ニも御詮儀奉願上候且又以來村境之道ニ相障不申并王羅谷御田地江手入不仕候様ニ被為仰付被下置候ハハ難有仕合ニ奉存候以上

但州出石郡西野々村

寬延二歲巳三月 訴訟人 名 主 七良兵衛

〃 年 寄 源左衛門

〃 惣百姓代 甚九郎

御奉行所様

裏書

如斯目安差上候間、双方致訴言詞論所江、立合場所無相違様、壹枚絵図仕立返答、書相添来ル五月十三日、評定所江罷出可對決若、於不參者可為曲事、者也但双方并絵師、□言詞案文ハ西野々村名主七良兵衛年寄、源左衛門惣百姓代、甚九良江相渡し、遣之者也。

巳三月三日 越前 印

山城 印

因幡 印

(3) 木村返答書

【資料三】

乍恐奉差上候返答書

御料御代官小野左太夫様御支配所

但馬国出石郡木村

庄屋

高次良

丹後 印

六郎右 印

豊後

河内

若狭

志摩

讃岐

肥後

御用方無加印  
加役二付無加印  
御用方無加印

印

印

印

(西野々文書)

年寄

源右工門

五人組頭

仁右衛門

同 断

与右衛門



同 断

勘次郎

同 断

治右衛門

相手方

小出織部様御知行所

同国同郡西野々村

庄屋

七郎兵衛

年寄

源左衛門

惣百姓代

甚九郎

一、右西野々村を奉訴候者木村と西野々村之境を

木村が切潰シ狼籍仕候様ニ奉取上候此儀成偽

ニ而御座候却而西野々村が木村勘次郎と申者

之抱地植田之中へ畝入仕新規之道形を仕候而

丹後江之通り道杯と申境と可申エミ仕候境と

申ハ山之尾限りニ而往古が急度正敷御座候、

丹後江之通り道ハ春可まち峠と申往古が之道

無紛外ニ有之候、元来此谷之儀者王らう谷と

申木村之谷ニ而御帳面之場所ニ而何分争ひ

可申様も無之場面ニ而御座候、右勘次郎と申

者親ハ西野々村之者ニ而若名彦七郎と申時木

村ニ而田畑高三拾式石余求受夫が六郎右衛門

与改号仕木村之者ニ罷成引越御百姓相勤居申

候而此谷奥ハ大半六郎右衛門抱ニ而御座候然

ル共其以前木村之儀誠之外困窮仕借金方江御

田地渡シ又ハ百五拾石余も御地頭へ上ケ地ニ

仕なと候而百姓も施人之様ニ罷成既ニ御地頭

が近在江耕作被仰候様成義も御座候故端々之

悪田畑自然と荒地ニ罷成居申候故六良右衛門

求候高之内荒高多ク有之早速開發難成居申候

然ル処右王らう谷之奥下田六歩之荒所有之候

を西野々村出之六良右衛門故西野々村之類之内懇意之者ニ相對ニ而為開甲候尤高ハ六良右衛門請負抱高ニ結有之御年貢ハ尔今悴勘次郎赤上納候然ル處彼レを傳ニ仕山畑六畝歩之荒場所其統ニ有之候処年々に少々宛西野々村赤盗開キ近年迄ニ開キ申候右六歩之儀ハ六良衛門相對ニて為開各別之事此六畝歩之義ハ木村百姓共赤咎メ可申与申内剩勘次郎抱地之真中江鍬入狼籍仕候、依之木村百姓共心附キ申候ハ右盗開キハ纔之事と存月ヲ延し居申候へ者終ニ大キ成押領可致工ミと存知纔之事と申云分を嫌目を延し候故之事所詮右六歩も六畝歩之盗用茂取戻シ可申与存申出候御事

一、西野々村王ら谷与申議奉書上候西野々村王ら谷と申谷何連之谷を申候哉 曾而不有知候王らう谷と申ハ都而木村之谷ニ而御座候、則小出備前守様御知行所ニ而在之候節寛文十

一年亥年御地改之御帳ニ谷奥迄都合式反四畝拾歩但シ拾箇所字王らう谷与御記し有之候、其節之庄屋御改之日ニ扣帳仕候其扣帳ニハ王ら谷とも御座候、平生百姓共唱へ候も王らう谷とも王ら谷とも申候。第一木村之王らう谷と申義ハ少茂紛敷事無御座外ニ入込たる谷無御座候。田と畑との訳之義成程其以前ハ此所畑ニ而有之候へ共段々水溜りを仕悉唯今ハ御田地ニ仕候。境目谷之様子水之流何角乍恐絵図之上ニ而、御上覽奉願上候。並字箇所押之義ハ御檢地帳ニ而乍恐可奉申上候御事。

一、右之訳ニ而御座候故去四月木村も西野々村江度々申遣候ハ互ニ御水帳ヲ以吟味可致候間立会可申与申遣候へ共帳面ヲ以立合申義ハ不罷成と申何分出会不申候。右之場所見請候へハ稲作仕付有之候俣又申遣候ハ最早其元おしやうやく無用稲作此方赤致候旨急度申遣候。既

二稻刈旬ニ罷成候時木村江刈取代官之前ニ掛ケ置申候。将而西野々村キ生野御役所江及出訴候。然ル處小野左太夫様キ被仰出候ハ此義何とそ下ニ而筋立申事二候ハハ執囑申様ニと被仰出則生野ニ而之百姓宿市兵衛と申仁並当組合五箇村之名主相手方之大名主畑山村五良左衛門与申仁何れも立会両村之庄屋百姓呼出し吟味被致候何れも帳面被尋指出シ候處木村キ指出シ候帳面ハ寛文十一年亥年之帳六七拾年余ニ罷成候御地改帳、御檢地之御役人御歴々四人御名御名、印形正敷帳面ニ而王らう谷拾箇所之場所無相違御記シ有之候。西野々村指出候帳面ハ文祿四年御座候。凡百六拾年ニ成候帳ニ而御座候、尤地改之帳と申ニ而も無之候ハ御役人之名と申茂印と申茂無之候、囑衆中彼是挨拶致給り候へ共双方得心不仕候故其旨以書付生野御役所江御断被申上候。依之

木村百姓共江返答書被仰付候間奉畏返答書相認奉指上候得ハ銘々共被召出一々明細に御吟味之上木村尤之筋ニ御聞届け被遊則返答書ニ御添翰被成下織部様御役所江指上申候然ル處木村百姓共江何之御尋も無之尤生野御役所江之御返報も無御座候處西野々村キ御公儀様江奉出訴候御事

右之通ニ御座候前々木村西野々村共小出備前守様御知行所ニ而有之候間御地改帳ハ双方共有之筈ニ御座候故菟角互之帳面ニ而立会场所吟味可致旨度々申遣候へ共何と秘し申候而哉西野々村キハ帳面ニ而立会申事不罷成と申出会不申候右囑と有之候節指出候帳面ハ文祿四年之帳ニ而登之昔銘々共難得其意御座候 両村共寛文年中御地改之節之互之帳面奉指上御吟味偏奉願上候並此谷境之儀目前まがひ無之所を押領申鉢絵図之面ニ而御上覽奉願上候。乍恐被為聽召分致仰

付下バ難有可奉存候已上

但馬國出石郡木村

寛延二年巳五月

庄屋

高次郎

年寄

源七郎

五人組頭

(4) 木村請取書

【資料四】

一 札の事

一、此度地所出入ニ付大岡越前守様御掛ニ而來ル

五月十三日御評定所江可罷出御裏御判頂戴奉

請取候且又別紙御書付忝通髓ニ請取申候依之

右訴狀御判ニ墨付よこれ無御座候為後月請取

一札仍而如件

寛延二年

巳三月廿二日

仁七郎

五人組頭

与七郎

同勘次郎

同治七郎

御奉行様

(太田家文書)

木村庄屋

高次郎 ⑩

年寄

源右エ門 ⑪

西野々村庄屋

七良兵衛殿

同村年寄 甚九郎殿

(太田家文書)

(5) 裁許狀

【資料五】

但馬国出石郡西野々村と同國同郡木村地境論  
裁許之事西野々村訴趣當村王ら谷木村之境に  
候処右境道を切崩王ら谷下田七畝歩之場所木  
村分之由申之百姓入込稻作刈取候右田地文祿  
四年檢地水牒丹相記年貢納候向後境道王ら谷  
田江不障様丹致度段訴之木村答者兩村境ハ王  
らう谷東之岸限當村田村式反四畝拾八歩有之  
稻作植村処西野々村与里掘返及狼籍候右田地  
寛文十一年水牒致取持年貢上納仕来旨答之右  
論地以立会絵図面就難決御代官戸田忠兵衛蔭  
山外記兩手代差遣遂糺明令見分処兩村境道木  
村切崩由西野々村申之木村者稻作仕付候処西  
野々村掘返溝付旨相争処双方申口斗丹で証拠  
無之木村四畝歩之境案内之節申口度々令相透  
木村分地所に難相立且木村より下田六歩并山

畑六畝歩之場所四拾年来西野々村江為作置段  
雖申之証拠書物等無之不足取用且亦木村田畑  
王らう谷下田六歩ハ飛地丹有之山畑六畝歩ハ  
高外小物成場故相除之元反別耆反八畝拾貳歩  
之場所改処三反八畝拾耆歩有之過分之出歩に  
候得者右下田六歩并荒畑四畝歩之内溝より奥  
之耆畝歩之場所も右之内相籠有之山畑六畝歩  
ハ西野々村檢地牒丹下田七畝歩と有之場所谷  
田丹で西野々村牒面と令符合殊尔文祿四年之  
檢地牒丹で百五拾年余丹相成木村山畑牒面ハ  
寛文十一之年改丹で年数西野々村檢地牒より  
七拾年程も相後れ候得者其節田方丹で有之場  
所を山畑小物成場丹檢地可請謂無之全場所透  
丹で木村申分旁以難相立其上西野々村王ら谷  
江入込五畝歩之場所稻刈取段相辻無之不屈之  
至候將亦西野々村王ら谷下田七畝歩文祿年中  
之檢地牒江引合処式反三畝拾五歩有之出歩過

分に候得共王ら谷と謂場所外地統も無之四拾六年以前新田三畝歩開取致村方割付等丹相裁殊西野々村内よ里王ら谷奥之方江株刈取入牛共丹通路仕来道東之岸を打越有之木村よ里ハ道一切無之全地所西野々村分と相見依之右切崩候地所絵図面墨筋之通兩村地境に相守境道よ里奥之分下田七畝歩并新田三畝歩之場所向後西野々村可進退次丹木村刈取置稻作式百九拾壹抱西野々村田地主江可相返之右之趣衆議之上裁断早仍為後証絵図令裏書各加印判双方江下授間永不可透失者也

寛延三年三月二十五日

三下総 印

御用方無加印 遠伊勢

御用方無加印 曲豊後

松河内 印

御用方無加印 神若狹

山伊豆 印

能肥後 印

本長門 印

大越前 印

青因幡 印

稻丹後 印

三、文化年間の村の経済と社会

1 文化十一年の頼母子帳

憑子とも書かれ、古くから講や無盡と同じ意味にわかわれている。仲間うちで金銭を融通する仕組で、近世以来一般に行われている。

その方法は、仲間で懸金を集めて困った人に融通したり、また急にまとまった金が入用の場合に備え、仲間うちで毎月定期に懸金を出して、順に融通しあう仕組である。

これは坂野村の庄屋平左衛門が願主となり、近在の庄屋を仲間にして懸金を出しあい、年貢上納の用にあつたものである。これによつても貢租の厳しさを知ると共に、それを助け合う農民の連帯による相互扶助の方法であつたことがわかる。

文化十一年

頼母子之帳

願主

戌三月

平左衛門

御連名

一、壱口 矢根 太郎左衛門様

一、同 田口 治郎左衛門様

一、同 橋本 八兵衛様

一、同 酒屋 三郎右衛門様 半分

一、同 油屋 卯兵衛様

一、同 油屋 宇右衛門様

一、同 石原 三郎左衛門様

一、老口 當処 太四郎様

一、同 同 安四郎様 半分

一、半口 同 平右衛門様

一、同 同 宇右衛門様

一、半口 同 平九郎様

一、同 同 与右衛門様

一、同 同 与七郎様

一、同 丹後 弥兵衛様

一、同 同 平兵衛様

一、老口 六 平様

者 原様

以上拾三口

但し十三年賦

預り中無尽銀之事

一合銀老貫三百匁也

為此質物与

一 高式石八斗 字家ノ上

預ケ米五石五斗成

右之銀子儘ニ預去西御上納皆済相勤申候處実正  
明白也然ル上ハ来亥ノ年モ亥年迄之處壹ケ年ニ  
付百五拾六匁ツツ掛出可申候萬一壹ケ年ニ而茂  
不足仕候ハハ右書入申置候質物受人方江引受以  
正銀少も無滞御返済可仕候為後日受人加判依而  
如件

文化十一年 本人 平左衛門 ○

戌三月 受人 安四郎 ○

御連中様 受人 右衛門 ○

御連中様

一、銀百式拾目 親掛銀

内三拾匁 宿料引

残 九拾匁 出銀也

會月出銀三月中

一 第貳番取 半口の落百四拾老匁 三郎右衛門

同断 百五拾五匁 平兵衛



此落式百九拾六匁

右之通銀子髓ニ預則御上納銀仕候處実正也 然ル上先來子年亦亥年迄之處壹ケ年ニ付百貳拾宛掛ケ出し可申候萬一壹ケ年ニ而も不足仕候、請人方へ引受申置候地所賣拂以正銀を忽度出銀可仕候為念請人依而如件

中山村本人 三郎右衛門○

文化十二年 引受人 安 四 郎○

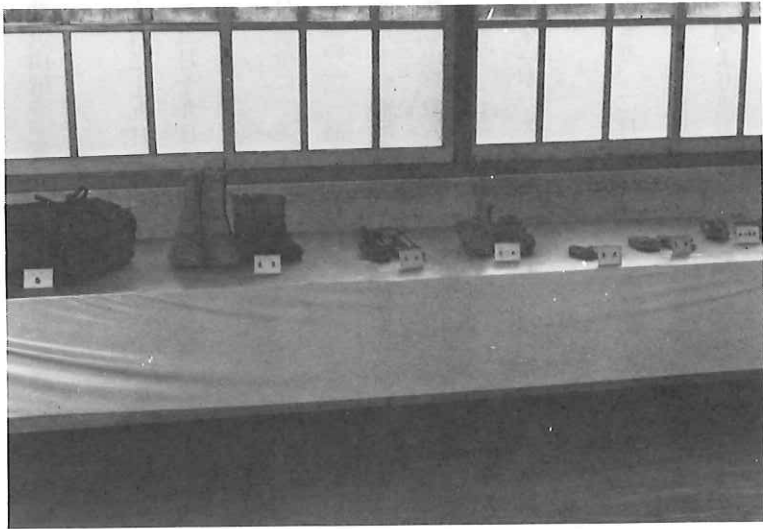
亥三月 虫生村本人 平 兵 衛○

同村受人 宇 平 次○

藤村同断 宇右衛門○

御連中様

町民俗資料館の一部  
ふど わらぐつなど



## 2 遊行上人の通行

時宗の開祖一遍上人をいうが、また遊行寺（時宗の総本山藤沢山清浄光寺）の歴代住職及び遊行派の法灯を継ぐ人をいう。

「資母村誌」の中藤文書によれば「宝歴九年（一七五九）十月二十九日遊行上人宮津より出石へ通行す。」また「寛政六年（一七九四）五月及び文化十二年（一八一五）五月十九日通行（中藤村文書、今井文書）」と記されている。

文化一二年の通行について、岡田家文書によれば五月二十九日当所にて遷化、遺骨を六月一六日出立、各宰領を通じて人足九〇〇余人を差出し、京都の金光寺（時宗十二派の一、遍上人の高弟真教上人を開祖とする）が後衰え現在は遊行寺に属している）へ送り届けている。当所については豊岡市九日市の西光寺（遊行派）と伝えられ上人の墓も現存している。なお上人は他阿一空と称し山形の人、遊行寺第五代の法灯を継ぐ人といわれている。

この遊行様通行扣には人足、馬の賃銭については記されていないが、久畑休、小野原泊までの賃銭は可なり額の上がったものと思われる。

また、文政五年（一八二二）西本願寺門主が湯島に入湯のみぎり、二月一日先触衆が久畑に宿泊しているが、坂野村庄屋平左衛門の「西本願寺様御入湯手扣帳」によると、主だった者の外、長持、御用箆筒、両掛、竹馬、笠籠等の人足計三〇〇余人が宿泊し、覚によると久畑より出石までの人足、馬の賃銭が次の様に支払われている。

一、錢壹貫三百五拾匁 馬九疋

但し壹疋に付壹百五拾文

一、錢拾五貫四百五拾文人足貳百六人

但し壹人に付七拾五文

メ錢拾六貫八百文

右之通久畑村寺出石迄賃錢隨二請取申候

子二月十一日

久畑村問屋

また覺には

一、上旅籠代七拾文

一、下同断代六拾文

一、木錢 代四拾文

一、上白壹付二付七拾文

一、中白同断代六拾文

一、大豆壹升二付代五十五文

一、塩壹升二付代二十五文

と記され、總勢の旅籠料、食費等も推算することが出来、また遊行上人通行の人足賃等も類推せられて興味が深い。

3、遊行様通行扣

文化十二年 坂野村  
 亥六月 平左衛門  
 遊行様通行扣

付遺骨致供来□十六日出立別紙之通休泊二而  
 京都七条金光寺迄相通り候間宿々人足并引渡  
 等無遲滞之様支度可有之候

以上

遊行上人設者

六月十日 修領軒

從但馬九日市

京都七条道場迄

宿々村々

問屋中

名主中

御朱印

覺

一、傳馬 五拾疋

此内老疋昨日九日立 同式疋明後十二日先使

之僧出立候間明六ツ時可相立候

一、人足 五拾人

右者遊行上人去月廿九日前当所被致遷化候二

覺

六月十六日

同 十七日

同 十八日

同 十九日

久畑泊

小野原泊

生野泊

大久保泊

園山泊

龜山泊

京都着

右日限之通致休泊候間可被得其意候

六月十日

右之通六月十一日昼九ツ半時参早々小野原迄相届

ケ候事

同月十一日七ツ時久畑村出立出石江夜四ツ半時

ニ着致し十二日朝御代官様罷出申候

平左エ門

平兵衛

両人

同十二日晚七ツ時出立九日市場へ聞合伝僧様人

馬役人様へ御目見へニ参り九日市村大工与市方へ

落付西光寺へ参り伝僧様始人馬役人衆へ相伝仕候

并ニ村役人庄屋与左エ門殿方へ参り段々掛合申候

六郎兵衛

平左エ門

一、御菓子式匁

御役人様上

一、御酒料式朱壹匁

石塚忠兵衛

一、四匁

大工方へ茶代

一、壹匁

同人方女中へ

一、三歩

五条茶屋へ茶代

十六日晚

一、壹匁

勘九郎取かへ

是ハ小野原茶屋ニ而宰領勘九郎、平左エ門

分茶代として遣下置

十七日朝

一、壹匁

是ハ平田茶屋へ茶代取かへ

一、五匁三分

一、六人

六月十二日十七日迄

代九匁

一、三人

供人足

代四匁五分

一、拾九匁四分

引九匁五分

ノ 式十九人

(以下中略)

一、人足式拾三人

日野辺村

外二老人宰領

内

四人

大庄屋駕籠

拾九人

駕籠人足

一、人足式拾七人

寺坂村

外二老人宰領

内

式人

竹馬

四人

合羽籠

八人

長持

老人

竿持

老人

茶弁

老人

間歩

拾人

御用駕籠

一、人足拾五人

水石村

外二老人宰領

老人

天谷を入

一、人足式拾九人

畑村

外二老人宰領

五人

御上人様御乗物人足

式拾四人

駕籠人足

老人

間歩

一、人足八人

河本村

一、同 八人

西谷村

一、同 四人

日殿村

一、同 拾老人

天谷村

一、同 八人

市場村

一、同 四人

南尾村

一、同 九人

出合村

一、同 拾九人

小谷村



内四人	奥藤寺
一、同拾壹人	登尾人足
一、同貳拾五人	中村
一、同貳拾貳人	葉王寺村
一、同貳拾貳人	平田村
取合	
三百九拾人	
六百八拾四人	両組
外二	
人足百四拾人	御領人足
宰領 四拾六人	村々組頭
庄屋 四拾六人	村々
都合九百貳拾人	

(「岡田文書」)



千本搗用杵

臼

町民俗資料館の一部

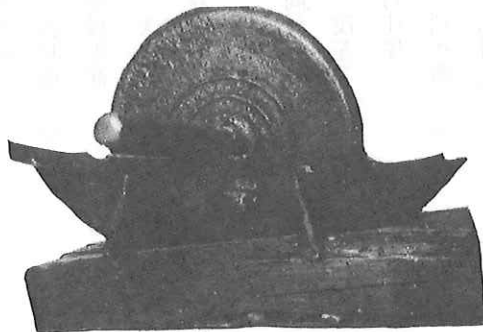


#### 四、天保年間の村方の動き

##### 1、天保の飢饉とその文書

天保四年(一八三三)から、天保七年(一八三六)にわたった全国的な飢饉をいう。しかし但馬地方では文政末より慢性的な凶作が続く農家は疲弊し百姓は困窮した。中でも天保七年が最もひどく全国的な凶作で、平均四分作といわれ、米価をはじめ諸物価が高騰し餓死する者が多く出た。

虫生山本弥左衛門は天保二年(一八三〇)五四才の年初願、四国、九州より東北に至るまで全国隈なく廻国巡拝の旅を続け、後、天保十一年、廻国道中方楽記を書き綴っている。それによると、天保七年二月二十九日出立、信濃国から上野、下野を経て奥州会津、出羽米沢へ廻り、酒田湊にて秋田米壹升六〇文、四五文位、津軽一帯飢饉四日道喰物なし。王らび粉壹升百文と記し、再び仙台へ道をとおり、八月十日奥州米壹升貳百七拾文、惣馬米壹升四百文、八月廿六日会津米壹升百三拾貳文、九月三日越後米壹升百五拾文、九月一七日加賀米壹升百五拾文、九月廿三日越前つるが米壹升貳百四文、若州小浜米壹升百七拾文、と各地で見聞した米価の高騰ぶりを書留め、九月二八日帰郷。翌天保八年は飢饉にて休申候。と記している。(二四八頁参照)



薬  
研

【資料一】

乍恐奉願上候口上之覚

一、御米百石

右者近来村々因窮仕候處其上子丑寅三ヶ年間凶作  
二付惣百姓一統耕作之飯米手當無御座候村々作人  
勝手難渋仕候二付何卒御上様御慈悲之以前書之穀  
數當卯年尙無利足三年可被納崩之御拝借可被仰付  
様乍恐奉願上候 左候へ堵御蔭を以濃作耕等仕百  
姓相統之程厚御勤弁可被仰付候様幾重二茂御慈悲  
之段奉願上候 以上

三原村年寄

与左工門 ㊦

同村庄屋

次三右工門 ㊦

西野々村年寄

善右工門 ㊦

同庄屋

七良兵衛 ㊦

高龍寺村年寄

友右工門 ㊦

同所庄屋

吉兵衛 ㊦

天保元年

卯二月日

東里村年寄

次良兵衛 ㊦

同村兼帯

利兵衛 ㊦

日向村年寄

茂左工門 ㊦

同村庄屋

利兵衛 ㊦

中赤花村年寄

乙 八 ㊦

同庄屋

地部良八 ㊦

畑山村年寄

九右エ門 ㊦

同村兼帶

今井三平 ㊦

御役所

【資料二】

乍恐奉願上口上之覚

一、御米五百石 口赤花組

右者當年存之外逺作仕候ニ付御上納筋立兼奉恐入候然ル処組合村々當節より来春作食手當一向無御座候故御米他所江出し候而者村々難納何卒御勘考之上御聞濟被成下以御慈悲右之穀數御圍置被爲成下候ハ、小前一統無難ニ相納り可申と奉存候尤代銀御上納之儀者未二月も六月迄御直段被仰付次第無相逺御上納可仕候間右願之通被仰付被成下候ハ、組合一同難在仕合奉存上候以上

佐田村百生代

伊 六 ㊦

同組頭

五郎右エ門 ㊦

天保四年

同村同斷

太 平 ㊦

巳一月日

同村庄屋

九郎右エ門 ㊦

久畑村百姓代

嘉右衛門 ㊦

同村組頭

市郎右エ門 ㊦

同村同斷

平右エ門 ㊦

同村庄屋

理右エ門 ㊦

後村百姓代

五郎右エ門 ㊦

同村組頭

太郎右エ門 ㊦

同村庄屋

五右エ門 ㊦

中村百姓代

庄右エ門 ㊦

同村組頭

惣右エ門 ㊦

栗尾村百姓代

弥兵衛 ㊦

同村組頭

庄 七 ㊦

同村同斷

半 七 ㊦

同村庄屋

善兵衛 ㊦

前文之通願出候ニ付御時節柄之義奉恐入候得共與書仕奉指上候宜敷御聞濟被成下候様奉願上候以上

大庄屋

橋本八兵衛<sup>㊦</sup>

小林猶藏様

大□与左衛門様

【資料三】

仰天保八年の飢饉と云ハ去申年の凶作の大凶作のミにあら須天保と改元有し念来不熟打続天保六未年の凶作秋米老石代銀九拾匁位翌七申年の春老石代銀百匁ニ成諸人飢饉なり□愁歎す此年五月節ち八月下旬迄連日霖雨降続晴る日の一日もなし此故二夏六月頃米老石百式拾匁斗或人日六月十七日一日晴天なりと噂す依之稲作ハ豆、小豆、蕎麦、粟、黍、野菜物ニ至迄一向生不立秋八月米老石代銀百四拾匁斗ニ買々す。然れども此米拂底にて町

場舟付といへども穀物商賣の物迄一切商賣難成諸人甚々難渋多し。弥々秋ニ至り稲作青芝二成一向実乗ず依御領私領共夫々御地頭へ願ひ出し処夫々以御慈悲多分御引方被成下、然れども□□□□共皆無事なれば上納すべきやうなく妻子を捨置逃散之者甚多し、其妻子ハ飢饉之上雪ニ凍レ居流事甚々多し、世界一統騒動し具節季の算用もな具夢の如くニ而此年ハ雪ぬ。明者天保八酉年元日の禮儀もなく、一門さへ禮廻り不致大家小家ニよらず飢を凌の用意のミ。扱雪解を待兼又々男子ハ葛根掘、女童者摘物衰れにも野辺ハ賑々し三月ニも至ぬれば村々身元上路しき者施行、粥出し飢を凌かすとゆゑとも是も中々行届事ニ而ハなし。或ハ一郡ニもひ、き太流大家ハ我老人ニ而も一村や二村ハすくひべく心ニ而も施行可致けれども老里式里の間ハいふもさらなり。五里六里を遠しとせず志て飢人来り集故十日の施行ハ一日ニちゞまり、百日の

惠八十日、施し、是の次第故大人富家といへとも  
 飢凌すへき手術なし。依之二四月上旬ニハ御城下  
 杯ハ不及申村々有家者飢死多し、い己んや無宿の  
 ともから飢死道路ニ満々たり。且又飢人死する迄  
 の有様始メ之程ハ色青くなり、手足□□く逆歩行□  
 □□しもの夫耆段々手足を始顔青く大二腫、のと  
 か己く逆湯茶を大二呑後ハ腹腫歩行も不致只くい  
 たいくのミ泣呼ぶ、此類目の己たり十人斗見し  
 なり、誠に我鬼道ハ是なんめりと身の毛もよだつ  
 哀れいふも中々愚なり、予此年三月下旬西の妙見  
 様ニ参詣せしに、石城下の仁り道春がら飢饉ばな  
 しより外他事なく、漸く養父郡八鹿村ニ而休ミ酒  
 を乞耆合宛呑、肴ニハ王付魚の焼付を出せり、扱  
 其辺ニ居合乞食茶店の前ニ来り肴の骨を乞故与へ  
 けれハ近辺乞食四五人来り集り小々宛配分を乞  
 といへども後せ、りけれハ理不仁ニあたえる可な  
 く也取喰ふ。去某の家ニ乞食這入喰物を取くろふ

故家内者共差付て打擲しけるに彼飢人恥る色なく  
 していふやう、我逆も可存露命ならず只今食物思  
 ふ俣ニ盗ミ食故此世ニ思ひでなし、只此俣ニ打殺  
 し給へ、たべ給へ、夢々恨ミトハ存じ不申由言け  
 れば、誠ニ窮鼠却而猫を囓の譬なり。人々無詮方  
 遂ニ追出しニけり、如斯命ニ替ても類数多差喰と  
 いへども愚筆ニ尽しかたく是を略、

四月十日大霜降草木皆枯れ志不ミ諸人何たる  
 大変の出来ぬらん天道も諸人見捨給ふかと案し炤  
 いけり、寔ニ又俗ニいふ□□て唾を吐く道理有耕作  
 農業ノミ世渡り来ル百姓飢餓之たへかたさに糶種  
 を喰ひ尽し苗代時節ニ至といへども一向すへく様  
 なく村々富家大家ニ糶種を乞求漸々調ひけり、然  
 とも村々□□散逸ニ而田地畑手餘ニ相成作物仕付  
 滞類多有之五月植付後ち弥米穀之直段朝日の如く  
 追々高直相成六月下旬米壹石貳百八拾匁寄三百  
 匁或ハ四百匁直段無定  
 (太田家文書)

【資料四】

天保七申年飢饉覚

抑天保五年ハ豊年とは申程には無之候得共七八歩の作にて秋米六七拾匁未春九拾匁位扱未年ハ五月より六月中雨繁く降歎敷候所七月朔日迄天氣ニナリ七月中てり候ニ付作方大分立直り八月ハ少々雨ふり候得とも先五六分之作方にて秋米壹石ニ付九拾匁位申春ハ百廿四五匁位ニ御座候又申年ハ抑四月半も雨降り始メ五六月共尚いたくふり殊ニ土月中ニ寒風吹田の草取ハ拾着にて手先凍へ候諸国同色々の変事いひ觸し一統ニ消入様ニ歎居候尚御上様ニハ厚く御厭ひ被下諸寺諸山ニおいて色々御祈禱被仰付候得共一向験無御座七月も盆迄ハ雨降益後少シ天氣ニ阿がり候へ共是も四五日之事にて又候寒雨ニなり八月の實入時節尚又降志けく尚八月六日大雨大寒風にて穂首ぬけ出ミな白穂となり谷入山蔭ハ一粒も實入らず北国東国にてハ雪霰ふり

候風聴にて当郡中誰言ひ合イともなく破免願立御檢見申請八月末も九月上旬之頃少し天氣ニ阿がり候得共取早實入の間ニあひ不申候時の御支配和田主馬様と申奉る御代官様至て慈悲深く百姓を一事のごとく御憐ミ被下一同有難末頼敷破免の御飯免状待居候所下□方ニいままたケ様の凶作ニ出合不申候故屋ハ加四五分の取入ニハ可相成哉と心得居候御支配様ニハ甚々御目高にて作方度々門見被成御勘考の上厚き御慈悲の思召にて定免御納所辻ニ壹式も三分迄の御段免状御免被下まつは安心致し候弥作方取入候得は壹分も三分迄の凶作にて阿きれば御取下げ御米さへ郷蔵ニ不納ニ相成濟し内蔵ニハ飯米手當も無之中にも破免不願村々も有是候所格別之心配にて前後途を失ひ只忙然たる而已にて歎思所なり時霜月下旬之頃御支配様郷蔵御米門

見と号し須田村金剛寺迄御親子共御出馬遊され當郡中百姓一統召寄られ御手代を以て御理解被下候御調二いやら先當年凶作之事凡日本国聞合申候丹後杯は中作と相見へ候也明春東都將軍様ニハ御宜□之御祝ひニ付当国も米百石なり共御廻米致候事御公儀様へ對して御代官様ニハ忠義の本意ニ候所百姓一同飢饉飢渴も苦之見るに不忍格別の取下免状差下シ候得共其分ニテハ麥作迄中之露命統兼候寄て御代官様ニハ御覚悟被遊縦役義越度ニ相成関東きいか様の曲事請候共御厭なく百姓之餓死を供ニ致もの御思慮御定メ被成候て米壹俵も積出し不被成との御意一同有難安心可致もの也此上の手順にハ右取下御米不殘惣穀代願可遣候夫ニテ□久し飯米の手當ニ可致候併又石代銀差結り不安心ニ可有之此義も深き思召御座候兎角小寄取寄□□□□相心得少ニても食物の足りになり候ものハ野山不限取入可申との御意神佛にも□りし御慈悲の

御心計の程一同恐入大地ニひれ伏はかりにて歡喜の涙にむせび御請のこと葉申上るもの老人も無之候我も其場にありながら伏して君の仁徳にかんし仰て武運の繁栄を祈てありかたき君の御慈悲を聞これは泪こぼれてことの葉もいてす、慈悲深き和田の御恩をわするなよ世に豊なる秋のなかにも心なき身にも御慈悲のしみわたり君の武運を祈るばかりぞ夫ち手足叶ひ候人ハ不殘深山へ立入稼ぎ候所椎栗志さいの類さへ夏中の雨にて實入なし廣き奥山を不殘ほりかへしわらび葛の根は 山山蘭色々思々ニ端山小谷の末迄も冬中掘尽し酉の春ハ雪おしわけて海辺ニいて浪に打寄藻草をひろい取漸く雪きへ候得ば野辺ニ出あらゆる草の芽をとり程なし木の芽立候得ば又此山々の木の芽取入麥作を相待且村々少々頭立候ものは身分相應に施し米麥稈を

だし又格別頭立候ものは五日三日壹月五拾日之間

施行粥をたきいだし五里三里七里はそのかゆを給

へ□取人夥し都て乞食非人多く道端に餓死する人

数しらず京都にては南無地藏において千人塔婆七

八本も立東都品川辺には死人の岡をなし世界の人

三分通りの餓飢渴に死□致し候取沙汰米直段申冬

石百八九拾匁位而春式百三四五拾匁夏は極高直三

百目余大麦大小豆そら豆の類さへ百式三四六七拾

匁に御座候、

扱酉秋作豊年と申程には無御座候得共先六七八分

の相應の作にて秋米九拾匁にて候。

尤御代官様深き思召にて酉年には御定免の外少々

## 2、幕府巡見使とわが村

江戸時代將軍の代替りごとに、幕府より全国に派遣して天領および各藩の政治の実態を視察せしめ、幕府

の方針通り地方政治が行われているかを検分した。巡見の行われる度に、あらかじめ村方に対し村明細帳写、

村絵図等提出するよう心得が出されている。  
ここに「岡田文書」により、わが村がどのように巡見使をむかえたかを、まづ「御案内之帳」により次に

御初穂米差上奉り候 有難畏り奉る心をながくし

命の親の大君へ初穂の米を奉るなり後の子孫へか

たみの心ありしただ書置筆のつたなさを見てわら

ずに身を慎めよ。

豊かなる秋のなかにも此處を見ておこらずに足る

を志れ

右書留置候是迄ハ凡百五年式百年以来の飢饉の様

ニ承り候尚後の人心得にして相成べく哉と思ひあ

らしく

小幡恒左衛門忠政

天保九戌年正月二日

(太田家文書)

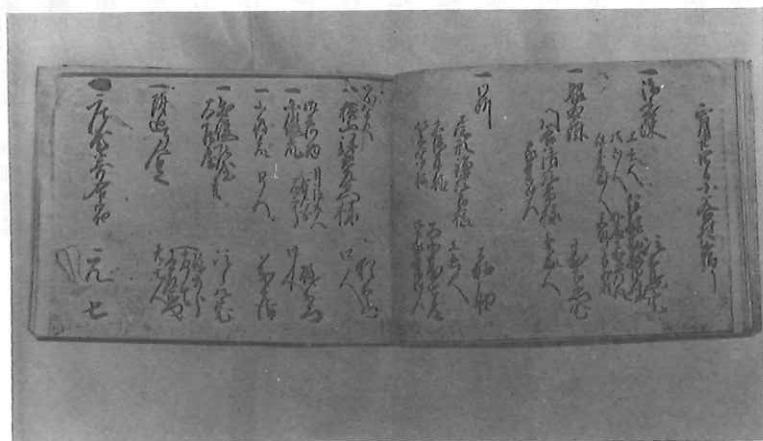


第四節 近世後期の藩政と経済



「始末書之帳」により想像してみよう。

「天保九年幕府御巡見様始末書」(坂野 庄屋 岡田平左衛門文書)



「幕府御巡見様始末書」の1部

(1) 天保九年 御巡見様御案内之帳

天保九年

出石郡山之中

御巡見様御案内之帳

戌ノ三月

坂野村庄屋

平左衛門

御道筋村々書覚

一、切支丹并類族之事

右宗門之儀御地頭も毎年三月御改御座候人別

帳面相認指上申候

一、勝孝行成者御座候ハ、御米被成下候

一、金銀鉄銅錫鉛無御座候

一、百姓飢入当村無御座候

一、御朱印大社寺社無御座候

一、單鷹前々居不申候

一、御預り人無御座候

一、御制札村々ニ御座候

一、郡名之事

出石郡山之中与申候御道筋拾五六ヶ村之老々

村御料ニ御座候

一、山村御座候尤百姓持

一、諸地頭御立山御座候但シ寺阪村

一、新地荒無御座候

一、永荒御座候

一、新開キ無御座候

一、夫米御座候

一、名所旧跡無御座候

一、鉄砲御座候

一、百姓家業之外無御座候

一、酒屋御座候 但し四五軒